

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

有限会社 エー環境研究所 大阪府大阪市中心区本町橋2番23号

2 指名停止の期間

令和元年6月10日 ～ 令和元年12月9日 (6ヶ月間)

3 指名停止の理由

有限会社エー環境研究所は、平成28年6月27日付けで近畿中国森林管理局福井森林管理署長と契約した「平成28年度ヤシャゲンゴロウ保護管理対策調査業務」及び平成29年6月5日付けで同署長と契約した「平成29年度ヤシャゲンゴロウ保護管理対策調査業務」並びに平成29年5月17日付けで同局滋賀森林管理署長と契約した「平成29年度伊崎国有林におけるカワウによる森林影響調査」並びに平成29年7月27日付けで同局山口森林管理事務所長と契約した「平成29年度大葉山国有林外におけるニホンジカの生息状況及び森林被害の現況把握調査業務」の4契約において、委託事業実績報告書の人件費算出に当たり、契約社員を正社員と偽り、1時間当たりの単価を割り増しして報告することにより不正に委託費を受領していた。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措置要件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課（2階） TEL 088-821-2060